

徳島市立学校適正規模・適正配置等検討委員会

**第 6 回
会 議 資 料**

徳島市役所 8階 庁議室

令和7年8月15日（金）午前10時から

徳 島 市

会 議 資 料

【目 次】

議題1 答申書について

1 第5回検討委員会での答申書素案に対する指摘・改訂事項	・ ・ ・ ・ ・	1
2 答申書（案）	・ ・ ・ ・ ・	2

1 第5回検討委員会での答申書(案)に対する指摘・改訂事項

指摘事項		対応内容
1 徳島市の小中学校における望ましい学校規模		
(1)適正規模		
	項目文頭の接続詞(また、こうした、さらに、その場合)は不要	削除及び文書を統合する ※以降4か所含む
(2)適正配置		
	「子ども」の記述を統一すべき	「子供たち」に統一する ※以降4か所含む
2 徳島市の地域特性等を踏まえて配慮すべき事項		
(1)徳島市の現状		
	人口の多少により、統一的対応は難しい	「人口規模など地域の実情を踏まえた」を追記する
	他の公共施設との複合化には”児童館”を明記すべき	こども園、児童館、コミュニティセンター等と追記する
(2)地域のなかの学校施設		
(3)地域で育てる地域の宝		
3 望ましい学校規模の実現に向けた具体的方策		
(1)複式学級		
(2)小規模校としての学校の存続		
4 望ましい学校規模の実現にあたって留意すべき事項		
(1)学校(教育)に望むこと		
(2)関係者との合意形成		
	地元地域への押し付け的な合意形成でなく、子供たちの意見も取り入れるなど、多くの関係者と共に策定する手法とするべき	「…や関係者に対して十分な情報提供と丁寧な説明を行い、協働的な合意形成に努めること。あわせて、子供たちの意見も適切に反映しながら、…理解いただけるよう努めること」に改める
5 付帯的検討事項		
(1)プール施設(水泳授業)		
(2)学校給食調理場		
(3)校舎・学校プール・学校給食調理場などの既存施設について		
その他		
	答申相手先の「徳島市教育委員会」を改める	「徳島市教育委員会教育長 松本賢治」に改める
	答申書タイトルの記述	規定の書式に改める
	冒頭の「集団教育環境の確保」の表現を改める	「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な推進、に改める

2 答申書(案)

令和7年8月15日

徳島市教育委員会

教育長 松本賢治 徳島市教育委員会 様

徳島市立学校適正規模・適正配置等検討委員会

委員長 小川宏樹

市立小学校及び中学校の適正規模及び適正配置等について(答申)

(対令和7年4月28日付け、教学発第692号)

このことについて、慎重な審議を経て意見を取りまとめたので、下記のとおりお答えします。

記

諮問事項

徳島市立小中学校の適正規模・適正配置及び通学区域に関すること

- (1) 徳島市の小中学校における望ましい学校規模
- (2) 徳島市の地域特性等を踏まえて配慮すべき事項
- (3) 望ましい学校規模の実現に向けた具体的方策
- (4) 望ましい学校規模の実現にあたって留意すべき事項 など

諮問に対する答申

このたび、人口減少社会の到来や少子化の急激な進行を想定するなかで、未来の子供たちのためにより良い学校教育環境とは、どういったものを創り、どういった配慮が必要か、また、教員が一人ひとりの子供たちと向き合う時間を確保するためにはどのような環境が必要なのかを、今後の徳島市立学校の適正な規模・配置の観点から審議を重ねました。

近い将来、必要となる学校施設の建替えや大規模改修に備え、計画的に施設総量の縮減に取り組むとともに、未来を見据え、子供たちの可能性を開花させるべく、先進教育の導入や「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な推進を図るため、集団教育環境の確保のための学習環境及び教員体制の充実に努めて向けて取り組んでいただきたく整理いたします。

1 徳島市の小中学校における望ましい学校規模

(1) 適正規模

- 国においては「学校では、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要であり、そのためには、一定の学校規模を確保することが重要」とされていること、また、本検討委員会が実施した当事者へのアンケート調査結果でも、一定規模の学習環境を求める意見が多数を占める結果となったことを尊重し、次のとおり整理する。
- 当事者の意見や法令上の学校規模の標準である「小中学校ともに12学級以上18学級以下」を踏まえ、徳島市の小中学校の適正規模を次のとおりとする。
 - ・小学校 12～18学級（1学年あたり 2～3学級）
 - ・中学校 9～15学級（1学年あたり 3～5学級）上記の規模により、活力ある学校づくりや多様な教育活動が見込まれると考えられる。
- ~~また、~~統廃合を含む将来計画の検討の開始が望まれるおおよその下限は、文部科学省の示す対応の目安も参考に次のとおりとする。
 - ・小学校 6～12学級（1学年あたり 1～2学級）
 - ・中学校 6～9学級（1学年あたり 2～3学級）
- 学級規模においては、国の基準「小学校35人学級、中学校40人学級（令和8年度から順次35人学級へ引下げ予定）」を尊重しつつも、当事者へのアンケート調査の結果を支持するとともに、教育の質の向上及び集団活動・学習の観点から、小中学校ともにこれを下回る25人～30人学級がより望ましく、20人を下回らない規模の確保に努めることが望ましい。

(2) 適正配置

- 文部科学省の「通学時間は1時間以内、通学距離は小学校で4km、中学校で6km以内」とする基準を尊重しつつ、当事者へのアンケート調査の結果を支持するとともに、通学の安全確保を目指し、望ましい通学距離を小学生は徒歩で2km、中学生は自転車で4kmと、いずれも概ね30分以内に通学できる範囲とする。
- ~~また、~~学校の統廃合により、通学時間や距離が上記の基準を超える場合には、スクールバスなどの通学支援策を講じること。
- ~~さらに、~~適正配置後の就学校の指定については、子供たちの通学のしやすさや安全性等を判断基準に加え、合理的な設定とすること。

2 徳島市の地域特性等を踏まえて配慮すべき事項

(1) 徳島市の現状

- 人口減少や少子化の進行が加速化するなか、学校数が多く、また、学校施設の老朽化が著しい現状を踏まえ、子供たちの安全や市民の将来負担を考慮し、早急に適正な規模・配置に向けた取組に着手すること。
- 学校は地域の拠点としての役割を担う市の重要施設であるため、適正規模・適正配置に向けた検討にあたっては、徳島市のまちづくり計画である「徳島市都市計画マスタープラン」や「徳島市立地適正化計画」との整合を図りつつ、人口規模など地域の実情を踏まえた検討を進めること。
- 学校だけでなく、徳島市の多くの公共施設が老朽化しており、近い将来、更新が必要となる見込みであることから、学校の適正規模・適正配置に向けた検討と合わせ、児童保育施設や認定こども園、児童館、コミュニティセンター等の他の公共施設との複合化の可能性についても主管部局と連携し、検討を行うこと。

(2) 地域のなかの学校施設

- これまで小中学校が担ってきた地域の拠り所としての役割や繋がりを貴重な財産として継続できるよう、既存の校区を分断することなく、かつ、小学校については、できるだけ従前の中学校区を越えない範囲内での適正な規模の確保に努めること。
- 学校の統廃合を実施する際は、統合するすべての学校の地域との連携が新たな学校においても継続されるよう、統廃合の準備段階から関係者の意見を広く聴き、円滑な学校区の移行に繋げること。

(3) 地域で育てる地域の宝

- 不登校や放課後児童に対応する施設や取組、また、登下校時の見守りなどに協力いただいている地域活動組織や学校運営協議会（コミュニティ・スクール）などに広く意見を求め、複合施設としての学校の在り方を検討するなど、市長部局との連携のもと、地域の基幹公共施設としての質を高め、子供たちの学習環境整備とともに、まちづくりの観点を加えた適正規模・適正配置を目指すこと。

3 望ましい学校規模の実現に向けた具体的方策

(1) 複式学級

- 子供たちのより良い学習環境の確保や、教職員負担を増加させないため、複式学級の導入は避けるように努めること。また、それに必要な教員の加配措置などの施策により、小規模学級として、子供たちに不利益とならない運営に努めること。

(2) 小規模校としての学校の存続

- 望ましい学校規模の実現は、将来にわたり持続可能な子供たちの教育環境の充実を目的に行うものであり、児童生徒の多様な教育ニーズに対応するため、十分な検討を行った上で必要性が認められる場合は、小規模校としての運営方式や期間などの存続条件を定めるよう努め、存続を検討すること。

○ ~~その場合は、小規模校としての運営方式や期間などの存続条件を定めるよう努めること。~~

○ 小規模校は教員の業務負担が過大となる傾向があるため、運営にあたっては、保護者や地域の協力体制を整備し、児童生徒や教職員の不利益とならないよう努めること。

4 望ましい学校規模の実現にあたって留意すべき事項

(1) 学校(教育)に望むこと

○ 学校においては、規模などに関わらず、基礎的な知識や技能、生活のなかで必要な能力や態度を身に付け、思いやりや互いに協力し合う力とともに、自主性や自立心を育むことのできる学習環境であること。

○ ~~また、こうした望ましい学習環境の実現に不可欠となる正規教員の確保及び各学校における教員層の充実を図るためにも、学校の適正規模の確保に努めること。~~

(2) 関係者との合意形成

○ 一定の学校規模の確保を図る施策を講ずる際には、策を講ずる場合においては、地元地域をはじめ、保護者や関係者に対して十分なへの情報提供と丁寧な説明を行い、協働的なによる合意形成に努めること。あわせて、子供たちの意見も適切に反映しながら、将来世代にとってのより良い教育環境の構築と、未来→持続可能な地域づくりに資する取組である繋がることを理解いただけるよう努めること。

5 付帯的検討事項

(1) プール施設(水泳授業)

○ 小学校では、将来にわたり様々な手法・場所において実技学習を継続できるよう、民間施設や近隣の公共施設の活用、あるいは複数校での共同利用も含め検討を進めることとし、既存のプール施設については、維持修繕に努めること。

○ 中学校では、座学の履修は継続するものの、実技及び学校プール施設については、維持補修に努めながら廃止を含め検討すること。

(2) 学校給食調理場

○ 老朽化が著しい学校給食調理場について、保護者負担の適正化、施設コストの削減、行政サービスの安定性・持続性、施設整備に要する期間等の観点から、最も妥当な更新方法を検討する。その際、現状の自校調理方式だけでなく、施設の集約化・共同調理場方式への転換（センター化）等を含め、検討すること。

(3) 校舎・学校体育館・学校プール・学校給食調理場などの既存施設について

○ 統合・廃止により学校施設としての利用が終了する見込みとなった施設は、速やかに関係者との協議・検討に着手し、利用手段及び活用方法等を速やかに決定すること。

以 上